

平賀中南『春秋稽古』續考

野間 文史

本稿は「平賀中南『春秋稽古』考」（『東方學』第四百十輯 二〇二〇年）の續編である。前稿では平賀中南春秋學の特徴を、①「注釋と折衷との二部構成」、②「經傳分離」、③「歴史觀」、④「經傳總論」、⑤「孔子不作春秋」説、⑥「孔子不刪六經」説、⑦「宋學批判」、⑧「漢學批判」、⑨「戰國諸子批判」、⑩「古文讀解」、⑪「孔子所傳の春秋は定公まで」、⑫「明學を批判的に繼承」、⑬「闕疑の態度」、⑭經學思想「道は平天下、仁は安民」の項目に分けて解説し、最後に「中南の六經觀概論」を附加している。

そして残された問題として、⑮「崇天・尊鬼神論」、⑯「日食と曆法―反科學的立場」、⑰「禮樂制度への強い關心」、⑱「独自の解釋例」等々を挙げた。

ただ⑭と表裏の関係にあるのが、前稿では詳述できなかった「名分」批判であり、⑭はまた⑮と密接に關連し、さらに⑮と表裏をなすのが⑯である。そこで本稿では再度⑭を詳論する中で、併せて「名分」批判、次いで⑮・⑯について言及する。そして⑰と⑱とについては、さらに別稿を用意する豫定である。

一 安民の思想

平賀中南『春秋稽古』を読み解くキーワードとして、本稿では「先王の道」「安民」「仁」「名分」「崇天尊鬼神」等を挙げたい。

中南曰わく。「先王の道」とは、古の聖人、即ち三皇五帝より以下湯武に至るまでの先王が、天下を治めた方法である。そしてその「先王の道」は「六經」に記述されている。「六經」が最も重要な書物たる所以である。

さてその聖人の「道」とは何か。それは「仁」を以て「民を安んじ」て天下を治めることに他ならない。三皇五帝の「六府三事、利用厚生」、堯舜の「作禮樂」、湯武の「放伐」は、いずれも「道」を具現化したものである。つまり「道」とは君道であって、臣道でもなく、人人の道でもない。ましてや「心術」ではないのである。

再言するが「道」とは即ち「仁」である。そして「仁」とは「安民」を意味する。すべて道徳禮義は「仁」に依って成り立つのである。「安民」の徳を「仁」と謂い、「民を安ん」ずることができざる人を「仁人」と謂う。

そもそも天地の間に生きとし生けるもの、すべて「天」が生じたものであるから、これを「天民」という。しかしながら「天」自らは「民」を治めることができないので、「君」を立てて治めさせた。これが「天子」である。つまり「天子」は「天」に代わって「民」

を治める者の謂い。それゆえ君が「民」を治めることもできず、かえって虐政を「民」に施すなら、たちまち「天」は命を革めるであろう。もはや「天子」でも「君」でもない。しかるに後儒が「名分」を重んじ、『春秋』を「名分」の書と見なし、「尊君」を第一義とするのは本末轉倒と言わねばならない。なぜなら「名分」は、「仁」を具體化した「禮」、その「禮」の一端に過ぎないからである。「仁」に当たりては「名分」を顧みないのが『春秋』の義である。

それゆえ古の「天子」即ち先王・聖人は「天を奉じ」て「道」を立てた。先王・聖人が「天を崇び」、「鬼神を尊ぶ」所以である。後世の儒者は「神道」が有ることを知らず、『左傳』が鬼神に言及することについて、常に设々と非難する。これは「聖道」が失われ、老莊がその間に起こったからである。

ところで「天」は恢恢、神妙不可思議で、推し量ることはできない。たとえ測ることができたとしても、聖人は敢えて「天道」を語らず、ただ畏敬戒懼するのみである。陰陽の變をば、測ることのできる場合もあり、できない場合もあることこそ、神妙とする所以ではないか。しかるに近時の學者が争つて紅毛の曆術を治めようとするのは、國家に無益であるのみならず、むしろ有害であり、まことに痛哭すべきことである。

以上が本稿で検討すべき『春秋稽古』の主張の要點である。した

がって以下は、『春秋稽古』の中南の言葉を紹介するに過ぎない。ただ⑭と「名分」批判、⑮・⑯は密接に關連して分かち難い。そこで長文とはなるが、重複を厭わず『春秋稽古』の文章を斷章取義すること無く、引用する。

先ず最初の例として、『左傳』宣公四年條の凡例「凡弑君、稱君無道也。稱臣之罪也」について。なお『左傳』は岩波文庫小倉芳彦氏の譯文、杜預注は岩本憲司氏の譯文を附した。また後掲『公羊傳』『穀梁傳』もやはり岩本譯である。

凡弑君、稱君無道也。稱臣之罪也。

凡例。国君を弑した際に、「其ノ君夷」のように」その名を記すのは、国君が無道の場合。「鄭ノ公子帰生」のように」

臣下の名を記すのは、臣下に罪がある場合。「小倉譯」

杜・稱君謂唯書君名、而稱國以弑。言眾所共絶也。稱臣者謂書弑者之名、以示來世、終爲不義。改殺稱弑、辟其惡名、取有漸也。書弑之義、釋例論之備矣。

「君を稱する」とは、ただ君の名を書き、國を稱して弑することという。眾人が共に見棄てたものという意味である。「臣を稱する」とは、弑した者の名を書いて、來世に示し、いつまでも不義とする、ことをいう。殺を改めて「弑」と稱しているのは、惡名を避け、「弑」が少しずつ進行すること（例）を意味する（點）に取ったのである。（なお）「弑」を書く場合の義（例）については、『釋例』で詳しく論じている。「岩本譯」

この宣公四年の條に對する『春秋稽古』卷十四の中南の「傳注」

は、杜預注と孔穎達『正義』を短く引用したのち、「晉民謂へらく、無道とは民を虐ぐるの君を謂ふ。折衷に之れを論ずること詳なり」と述べるのみである。

【稽古】 14-09b・10a

凡弑君、稱君君無道也。稱臣臣之罪也。

杜預曰、稱君謂唯書君名、而稱國以弑。言眾所共絶也。稱臣者謂

書弑者之名、以示來世、終爲不義。改殺稱弑、辟其惡名。

孔穎達曰、弑君之人、固爲大罪。欲見君之無道、罪亦合弑、所以

懲創將來之君、兩見其義、非赦弑君之人、以弑之爲無罪也。

晉民謂、無道謂虐民之君。折衷論之詳矣。

そしてこれに對應するのが『春秋稽古』卷四十九「折衷第十五」であるが、極めて長文のため、適宜分割して引用したい。上段が原文、下段は訓讀譯、または譯文である。

【稽古】 49-12a ~ 15a

【折衷】曰、書弑之義、杜の『釋例』に之れを論じて詳なり。孔氏の

君釋例論之詳矣。孔氏の『正義備載、其言甚美矣。』

然未知聖人之道、故失然れども未だ聖人の「道」を知らず、故に

大體。其云「若亢高自大體を失ふ。其の「亢高して自ら肆に

肆、羣下絶望、情義圯絶望し、情義圯隔（こわれて

隔、是謂路人、非君臣はなれる）するが若きは、是れ路人（みちゆ

也。人心苟離、則位號くひと）を謂ひ、君臣に非ざるなり。人心

雖存、無以自固」、此苟くも離れば、則ち位號の存すと雖も、以

徒據傳以意爲言者也。請以傳載言道者言之。

て自ら固むる無し」と云ふは、此れ徒だ傳に據りて意を以て言を爲す者なり。請ふ傳の「道」を言ふ者を載するを以て之れを言はん。

中南は、杜預とその杜説を敷衍する孔穎達『正義』が、いずれも「道」の何たるかを知らないため、この凡例の本質を見誤っている見なし、次いで襄公十四年の傳文を以下のように引用する。下段は小倉譯。

衛人出其君。晉侯問於

師曠。師曠對曰「良君晋侯が、「衛の人が国君（献公）を国外に追

將賞善而刑淫、養民如子、蓋之如天、容之如

地。民奉其君、愛之如

父母、仰之如日月、敬

之如神明、畏之如雷霆。

其可出乎。

「樂師の」師曠が晋侯の側に侍っていた。

あたかも父母の如くに愛しみ、日月の如くに仰ぎ、神靈の如くに敬い、雷霆の如くに畏

れます。追い出したりできるでしょうか。

夫君、神之主而民之望

也。若困民之主、匱神

乏祀、百姓絶望、社稷

無主、將安用之。弗去

おざりにすれば、人々の望みは絶たれ、社稷の神は祀り手を失います。こんな（国君

何爲。天生民而立之君、使司牧之、勿使失性。

有君而爲之貳、使師保之、勿使過度。是故天子有公、諸侯有卿、卿有〔置〕側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人工商阜隸牧圉皆有親暱、以相輔佐也。善則賞之、過則匡之、患則救之、失則革之。自王以下各有父兄子弟、以補察其政。史爲書、瞽爲詩、工誦箴諫。大夫規誨、士傳言、庶人謗、商旅于市、百工獻藝。

故夏書曰『適人以木鐸徇于路、官師相規、工執藝沈諫』。

正月孟春、於是乎有之、

〔は〕無用ですから、追い払われるのが当然です。天が民を生じてその国君を立てたのは、民を統治して本性を失わせぬためです。国君がいてそれに式〔輔佐〕を設けたのは、国君を教導して度を過ぎさせぬためです。そこで天子〔の輔佐〕には公が、諸侯には卿があり、卿には側室〔分室〕が、大夫には貳宗〔次子の家〕があり、士には朋友が、庶人・工・商・阜隸〔賤官〕・牧圉〔牧人〕にもみな

親近する人がいて、それぞれ輔佐し、善行があれば褒め、過失があれば正し、災難がおこれば救助し、失敗があれば革めさせるのです。周王より以下には、それぞれ父兄子弟がいて、政治の得失を指摘し欠陥を補います。史官は記録を作り、盲目の楽師は詩を作り、楽工は箴言を誦します。大夫は〔直接に〕意見を述べ、士は〔間接的に〕意見を伝え、庶人は誹謗し、行商人は市場で〔議論し〕各種工匠は技芸を献じます。

ふるく『夏書』に、
適人の官、木鐸の鈴を鳴らし路を巡行すれば、官長は意見を述べ、工匠は技芸を献じて諫む。(胤征)

とあります。正月孟春という時期にこれが

古人知道、故其言如此。夫民者天之民也、故曰天民。天愛民甚矣。故曰爲使司牧之、眷命人爲天子、爲諸侯。是以凡爲君者、養民如子、蓋之如天、容之如地、而勿使失性、是謂有道之君。有道之君、民奉之而愛之如父母、仰之如日月、敬之如神明、畏之如雷霆。其如此、誰得而出之。若夫一人肆於民上、以從其淫、而棄天地之性、是謂無道

古人は道を知る、故に其の言此くの如し。夫れ民なる者は天の民なり、故に「天民」夫れ曰ふ。天は民を愛すること甚し。故に之れを司牧せしむるが爲めに、眷て人に命じて天子と爲し、諸侯と爲す。是を以て凡そ君爲る者、民を養ふこと子の如く、之れを蓋ふこと天の如く、之れを容るること地の如くして、性〔生活〕を失はしむること勿きは、是れ有道の君を謂ふ。有道の君は、民之れを奉じ、而して之れを愛すること父母の如く、之れを仰ぐこと日月の如く、之れを畏るること神明の如く、之れを敬ふこと雷霆の如し。其れ此くの如くんば、誰か得て之れを出ださん。若し夫れ一人民上に肆にし、以て其の淫に従ひ、而して天

行なわれるのは、常規からの逸脱を諫めるためです。深く民を愛しまれる天のことゆえ、一人〔の君〕だけを民の上にのさばらせて放恣を許し、〔民を蔽い包容する〕天地の本性を自ら棄て去るはずはありません。きつとそんなことはなさるまいと存じます」

この長い傳文を踏まえたうえで、中南は以下のように議論を展開するのである。適宜傍線を施している。

之君。無道之君、神人棄之。非社稷之主、非百姓之君、雖位號存、所謂獨夫者也。故其被弑也、不問殺者是非、而誅君。此道之權衡、而春秋之義也。若乃臣者、君之臣也、故曰人臣。而亦輔佐君、而務民之義、以共天職、此臣之事也。於是立君臣之義、君雖不君、苟不及於民、則臣不可以不臣。如寧俞・母弟鮮是也。何路人之有。故春秋其放弑君、自非湯・武・伊・霍、則不能遁其罪也。而不書臣、以國討者、無道之君、比較其罪、弑君之罪、則不足數也。

地の性を棄つるは、是れ無道の君を謂ふ。無道の君は、神・人之れを棄つ。社稷の主ならず、百姓の君に非ず、位號の存すと雖も、謂はゆる獨夫なる者なり。故に其の弑さるるや、殺す者の是非を問はずして、君を誅す。此れ「道」の權衡（判斷の基準）にして、《春秋》の義なり。乃ち臣の若き者は、君の臣なり、故に人臣と曰ふ。而して亦た君を輔佐し、而して民の義を務め、以て天職を共す、此れ臣の事なり。是に於いて君臣の義を立て、君君たらずと雖も、苟も民に及ばざれば、則ち臣は以て臣たらざるべからず。寧俞（僖公30年傳）・母弟鮮（襄公27年經）の如き是れなり。何の路人か之れ有らん。故に《春秋》其の君を放弑すること、湯・武・伊・霍に非ざるよりは、則ち能く其の罪を通る能はざるなり。而るに臣を書せず、國討を以てするは、無道の君、其の罪を比較するに、弑君の罪は、則ち數ふるに足らざればなり。

別・序・信、皆安民之具也。安民之徳曰仁、能安民曰仁人。夫賊民之臣、則君刑之、君之虐、則無如之何。故春秋罪君、如是深矣。然亦天罰之、必生不良之臣、以假其手。是以詩・書每以天命戒君、而未會有勸臣者、何也。君義則臣無不忠者矣。不仁乃無措其軀處也。後世則反是矣。人主私天下、自占其尊、而不務民。爲臣者、雖桀・紂之主、奉之爲義。此自漢氏踵暴秦之法、而馭天下、世以爲常。乃人不知聖人之道、非本然也。至趙宋之代、以佛理視道、以名分說春秋、於是乎道與天下、判然分矣。

の具なり。民を安んずるの徳を仁と曰ひ、能く民を安んずるを仁人と曰ふ。夫れ民を賊するの臣は、則ち君之れを刑するも、君の虐は、則ち之れを何如ともする無し。故に《春秋》の君を罪すること、是くの如く深し。然れども亦た天之れを罰せんとし、必ず不良の臣を生じて、以て其の手を假る。是を以て《詩》・《書》は毎に天命を以て君を戒む。而るに未だ曾て臣に勸むる者有らざるは、何ぞや。君義ならば則ち臣に不忠の者無ければなり。不仁ならば乃ち其の軀を措く處無ければなりなり。後世は則ち是れに反す。人主は天下を私し、自ら其の尊（位）を占めて、民（事）に務めず。臣爲る者、桀・紂の主と雖も、之れを奉ずることをば義と爲す。此れ漢氏暴秦の法を踵ぎて、天下を馭してより、世以て常と爲せるにて、乃ち人は聖人の道の、本と然るに非ざるを知らざるものなり。趙宋の代に至りて、佛理を以て道を視、名分を以て《春秋》を説き、是に於いてか道と天下とは、判然として分かれたり。

人君之書也。而專屬之警むるの書なり。而るに専ら之れを臣道に臣道、此勸君驕、天下屬するは、此れ君に驕を勧め、天下愈いよ愈不治矣。且戎狄乎聖治まらじ。且つ聖道を戎狄にし、《春秋》道、申韓乎春秋、可悲を申（不害）・韓（非子）にするは、悲しむ者、孰甚於是矣。

元凱氏雖未知道、其信元凱氏は未だ道を知らずと雖も、其の《傳》傳也、能窺經傳之意、を信ずるや、能く《經》《傳》の意を窺ひ、卓絶於後儒者頗多矣。後儒より卓絶せる者頗る多し。今《疏》に今疏所載、全文甚長、載する所、全文甚だ長ければ、其の得る所裁取其所得者、出于此。の者を裁取して、此に出だす。

中南の議論を見るに、すべて『左傳』に沿いつつ展開されていることが了解できるであろう。「有道の君」である限り「君を尊ぶ」が、「無道の君」、即ち「民を安んず」ることのできない君は、神・人ともに「獨夫」として棄て去る。「君君たらすと雖も」、民に虐政が及ばない限りに於いてのみ、「臣は以て臣たらざるべからざる」ものである。そして「道とは君道、《春秋》は人君を警むるの書」であることは、中南が繰り返し主張するところであり、君主の責任を厳しく追及するのが、『春秋稽古』の基本姿勢であった。

そして注目すべきは、後掲の例でも言うように、「名分」は申不害・韓非子といったいわゆる法家より起こったものだという指摘である。ただし中南が『春秋稽古』で言う「名分」とは、主として身分秩序・君臣關係を指し、「尊君」を第一義とする考え方を意味しており、その點で、かなり限定的な用法であることを附言しておく

う。聖人の「道」は「仁」であり、仁に當たりては「名分」を顧みないのが《春秋》の義だと主張するのである。或いは暗に朱子學の名分論を指しているのかも知れない。

なお、ここで中南は最後に杜預《春秋釋例》書弒例の「得る所の者を裁取」して引用するが、これは省略したい。

二 「名分」批判

上引の『春秋稽古』中に既に見えたところであるが、「安民」はしばしば「名分」批判として語られる。以下本節では、「名分」批判の若干例を紹介しておく。

先ず隱公三年經「三月庚戌、天王崩」についての「折衷」である。
【稽古】 36-11b

【折衷】曰、胡安國引成王之喪、大保率西方諸侯、畢公率東方諸侯、以罪隱公不會王葬、迂腐哉。周德衰、春秋之時、以使上卿爲禮。隱公何獨復古而自往、仲尼何罪隱公。且諸侯之不往、本是周王無德之所致、而罪在王、豈可罪諸侯乎。故王者不可不務德

【折衷】に曰はく、胡安國成王の喪に、大保西方諸侯を率ゐ、畢公東方諸侯を率ゐるを引きて、以て隱公の王葬に會せざるを罪せるは、迂腐（迂遠で陳腐）なるかな。周德衰へ、春秋の時、上卿を使ふを以て禮と爲すに、隱公何ぞ獨り古に復して自ら往き、仲尼何ぞ隱公を罪する。且つ諸侯の往かざるは、本よりは是れ周王無德の致す所に於て、罪は王に在るに、豈に諸侯を罪すべけんや。故に王者は德に務めざるべからず。《詩》・《書》の旨は皆な是れなり。後世は

焉。詩・書之旨皆是也。唯だ名分を知るのみにして、仁を知らざれば、後世唯知名分、而不知仁、何知春秋。凌注引凌注 胡説を引く、故に此に辨ず。

天王の崩御に際し、諸侯がその葬儀に参列しないのは決して諸侯の罪ではなく、周王無徳の致すところなのである。しかるに明の凌稚隆『左傳評注測義』が胡安國説を引用し、「名分」論を以てこの傳文を解釋しているため、特にここで辨じたのだ、と中南は言う。このように中南が對峙するのは、主として宋明の經學であつた。同様の主張であるが、次に桓公十五年經「鄭伯突出奔蔡」についての「折衷」を擧げる。

【稽古】 36-32b

杜預云、突既篡立、權不足以自固、又不能倚任祭仲、反與小臣造賊盜之計、故以自奔爲文、罪之也。例在昭三年。

折衷曰、杜意、諸侯之奔、皆爲臣所迫逐而出、故赴告皆以臣出其君。

突は、暮立したものの、自分の地位を安定させるに足る權力がなく、しかも、祭仲にたよることが出来ずに、かえつて、小臣「雍糾」といっしょになつて盜賊もどきの計略をめぐらした。だから、（追い出されたのではなくて）自分から奔つたという表現をとつて、罪責したのである。例は、昭公三年にある。〔岩本譯〕

春秋舊史皆書臣逐君、仲尼更改、以君自奔爲文、罪之也。此據傳稱「衛孫林父・甯殖出其君、名在諸侯之策」耳。晉民謹按、凡諸侯之出奔、被迫而自出、有其罪者、有非其罪者。如昭公忽、則非其罪者也。然賢明之君、何有是事。本其無徳之所致也。夫國君而出奔、莫恥於此。此周公戒人君深矣。是以立春秋大法、雖如孫甯事、專罪君、以出奔書之。傳於南燕伯欵發其義曰「罪之也」。諸國之史法不同焉。甯殖云「名在諸侯之策」者、豈專言魯春秋乎。且魯亦蓋有記註簡牘、詳錄事實、乃孫甯之不臣、何可掩焉。杜意在筆削、以孫甯事證之、謬矣。

秋の舊史は皆な「臣君を逐ふ」と書するも、仲尼は更改し、「君自ら奔る」を以て文と爲し、之れを罪するなり、と。此れ傳に「衛孫林父・甯殖其の君を出だし、名は諸侯の策に在り」と稱するに據るのみ。晉民謹みて按ずるに、凡そ諸侯の出奔するは、迫られて自ら出づるにて、其の罪なる者有り、其の罪に非ざる者有り。昭公忽の如きは、則ち其の罪に非ざる者なり。然れども賢明の君に、何ぞ是の事や有る。本より其の無徳の致す所なり。夫れ國君にして出奔するは、此より恥づることは莫し。此れ周公の人君を戒むることや深かりき。是以て《春秋》の大法を立て、孫・甯の事の如きものと雖も、専ら君を罪し、「出奔」を以て之れを書す。傳は南燕伯欵に於いて其の義を發して「之れを罪するなり」と曰ふ。諸國の史法は同じからず。甯殖の「名諸侯の策に在り」と云ふは、豈に専ら魯の《春秋》を言はんや。且つ魯にも亦た蓋し簡牘に記註し、事實を詳録するもの有れば、乃ち孫・甯の不臣たる、何ぞ掩ふべけんや。杜の意は筆削に在りて、孫・甯の事を以て之れを證するは、謬あやまりてり。

國君が國を追われて出奔するのは、決して追放した臣下の罪ではなく、やはり君の無徳の致すところであり、『春秋』の「出奔」の記述は、周公が後世の人君を戒めたものである、と言う。

さらにもう一例、僖公二十七年經「楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男圍宋」についての「折衷」である。

【稽古】 37-29a

公羊傳云、此楚子也。其稱人何。貶。曷爲貶。爲執宋公貶。故終僖之篇貶也。

穀梁傳云、楚人者、楚子也。其曰人何也。人楚子所以人諸侯也。其人諸侯何也。不正其信夷狄而伐中國也。

杜預云、傳言楚子使子玉去宋。經書人者、恥不得志、以微者告。猶序諸侯之上、楚主兵故。

これは楚子であるのに、「人」と稱しているのはなぜか。貶してである。どうして貶するのか。宋公を執えたために貶するのである。だから、僖(公)の篇を終えるまで貶するのである。〔岩本譯〕
「楚人」とは、楚子のことである。「人」と言うのはなぜか。楚子を人とするのは、諸侯を人とするため(の手立て)である。諸侯を人とするのはなぜか。夷狄を信じて〔or 伸ばして〕中國を伐ったことを不正とするからである。〔岩本譯〕
傳では「楚子が子玉を宋から撤退させた」〔二十八年〕と言っているのに、經が「人」と書いているのは、(楚が)思い通りにならなかったことを恥じ、(子玉ではなくて)微者として赴告してきたからである。それでもなお、諸侯の上におかれているのは、楚

折衷曰、公・穀之言、一似小兒之口吻。凡二

家之說春秋、非此等事、則不能道焉。不但公・穀也、後儒盡然矣。此以春秋爲名分之書也。夫名分者、起自申・韓焉。春秋一寓於禮、名分其一端也。夫道者仁也。故當仁則不顧名分、是春秋之義也。滔滔者、何得知之矣。(以下略)

が兵に主となったからである。〔岩本譯〕
折衷に曰はく、《公》・《穀》の言、一に小兒の口吻に似たり。凡そ二家の《春秋》を説くこと、此等の事に非ずんば、則ち道ふ能はざるなり。但に《公》・《穀》のみならず、後儒も盡く然り。此れ《春秋》を以て名分の書と爲すなり。夫れ名分なる者は、申(不害)・韓(非子)より起こる。《春秋》は一に禮に寓し、名分は其の一端なり。夫れ道なる者は仁なり。故に仁に當たりては則ち名分を顧みざるは、是れ《春秋》の義なり。滔滔たる者、何ぞ之れを知るを得ん。

ここでも『公羊傳』『穀梁傳』、そして杜預注が「名分」を以て論じる點を批判している。聖人の「道」は「仁」であり、仁に當たりては「名分」を顧みないのが《春秋》の義だと主張するのである。

三 「崇天」の思想と曆術への懷疑

次いで⑮「崇天・尊鬼神論」、⑯「日食と曆法―反科學的立場」については、まとめて検討したい。

さて中南の「崇天」の思想は、『春秋』の日食の記事につき、日食に常期が有るとする曆術への批判の言葉として語られることが多

い。以下に擧げるのは、隱公三年經「二月己巳、日有食之」の「折衷」である。

【稽古】36-10

折衷曰、後世曆術詳密、

然不能無差。且無用於國家、豈如古隨天象而正時之簡而無弊。是知聖人之不可及也。如日食有定期、則徒使人君不畏天、此後術者之罪也。且與春秋不合、乃曰疎脫。然漢及晉猶有頗食、此何也。

夫天象順人氣而變。何以言之。明君在上、則日月清明、寒暑不更節。若乃虐君、天必降妖祥、行度以差。且夫二十八宿、彌綸宇宙、豈特在唐山邪。然分野而占之、各有咎休之徵。本土民間、占候風雨、有與唐山不同者、亦應驗焉。此民之所好、天必從之

折衷に曰はく、後世の曆術は詳密なれども、

然れども差無きこと能はず。且つ國家に無用なれば、豈に古の天象に隨ひて時を正すの簡にして弊無きに如かんや。是れ聖人の及ぶべからざるを知るなり。如し日食に定期有らば、則ち徒だ人君をして天を畏れざらしむるのみにて、此れ後の術者の罪なり。且つ《春秋》と合はずんば、乃ち疎脫と曰ふ。然れども漢及び晉に猶ほ頗食有るは、此れ何ぞや。

夫れ天象は人氣に順ひて變ず。何を以てか之れを言ふ。明君上に在るときは、則ち日月は清明、寒暑は節を更めず。乃ち虐君の若きは、天必ず妖祥を降し、行度は以て差あり。且つ夫れ二十八宿、宇宙を彌綸〔あまねくおさめる〕すれば、豈に特に唐山〔中國〕に在るのみならんや。然らば野を分かちて之れを占ひ、各おの咎休の徵有り。本土〔我が國〕の民間に、風雨を占候するは、唐山と同じからざる者有れども、亦た應驗あり。此れ「民の好む所、天必ず之れ

也。故依古而行之、日月應不知期而食、斗柄亦容建方、亦唯定中星與正晦朔、是而足矣。要在不失授民之時爾。設若有差、隨時而改之、而亦三五日先後差舛、非所問也。

夫天者神妙不測、聖人尊敬焉。故其可測者、不測之、古之道也。惟蠡爾戎蠻、不知道、不敬天、獨以己心爲主。甚者自言「天上天下、唯我獨尊」、又云「三界唯一心、心外無別法」、乃剖析蠶絲牛毛、而求盡物。此習漸于中國、人皆欲以理窮精微。曆則至授時而極矣。夫日食之有常期、猶使人君不畏天。如彼所說、則天只是數而已。豈足仰戴者哉。而傲然自謂

に從ふ」(《尚書》泰誓)なり。故に古に依りて之れを行はば、日月は應に期を知らずして食すべく、斗柄も亦た容に方を建つべく、亦た唯だ中星を定むると晦朔を正すとのみ、是れにして足れり。要は民に授くるの時を失はざるに在るのみ。設若し差有らば、時に隨ひて之れを改むるも、而も亦た三・五日先後の差舛にして、問ふ所に非ざるなり。夫れ天なる者は神妙にして測られず、聖人

焉を尊敬す。故に其の測るべき者も、之れを測らざるは、古の道なり。惟だ蠡爾(無知)たる戎蠻は、道を知らず、天を敬はず、獨り己が心を以て主と爲す。甚しき者は自ら「天上天下、唯だ我のみ独り尊し」と言ひ、又た「三界は唯だ一心のみ、心外に別法無し」と云ひ、乃ち蠶絲・牛毛を剖析(分析)して、物を盡くすを求む。此の習ひ中國に漸み、人は皆な理を以て精微を窮めんと欲す。曆は則ち授時に至りて極まれり。夫れ日食の常期有るは、猶ほ人君をして天を畏れしめず。彼の説く所の如くんば、則ち天は只だ是れ數なるのみ。豈に仰戴するに足る者ならんや。而して傲然として自ら「我れ能く天の秘を窺ふ」と謂ふは、忌憚

「我能窺天之秘」、不
 忌憚之甚也。此胡元醜
 類所爲者、後之人服其
 密緻、而奉崇之、不亦
 可羞之盡乎。朱明思宗
 召西夷、命修曆、著崇
 禎曆書數百卷、可謂精
 之又精、微之又微。然
 無幾國亡、貽醜辱於萬
 代焉。爲人君者、可以
 爲戒也。近來東都士大
 夫之間、相競治紅毛之
 事、此不唯無益於國家
 而已也、可痛哭者也。
 夫天地廣大、人在其中、
 不若滄海一粟。又譬諸
 井中蛙。以此量天、縱
 算術盡精微、毫釐之繆、
 何祇千里。凡物寸寸度
 之、至丈必差。銖銖權
 之、至石必舛。今以古
 錢求古尺者、尚猶不能
 得之、何況宏遠之天乎。
 故積年之後、必見差繆、

せざるの甚しきなり。此れ胡元醜類の爲す
 所の者なるに、後の人其の密緻なるに服し
 て、之れを奉崇するは、亦た羞づべきの盡
 きたるものならずや。朱明の思宗 西夷を召
 し、曆を修むるを命じ、《崇禎曆書》數百
 卷を著すは、精の又た精、微の又た微と謂
 ふべし。然れども幾ばくも無くして國は亡
 び、醜辱を萬代に貽したり。人君爲る者、
 以て戒と爲すべきなり。
 近來東都の士大夫の間に、相ひ競ひて紅毛
 の事を治むるは、此れ唯に國家に無益のみ
 ならず、痛哭すべき者なり。
 夫れ天地は廣大、人の其の中に在ること、
 滄海の一粟にも若かず。又た諸を井中の蛙
 に譬へん。此を以て天を量るは、縱ひ算術
 精微を盡くすとも、毫釐の繆、何ぞ祇に
 千里のみならんや。凡そ物をば寸寸に之れ
 を度らば、丈に至りて必ず差ふ。銖銖に之
 れを權らば、石に至りて必ず舛ふ。今古
 錢を以て古尺を求むる者、尚ほ猶ほ之れを
 得る能はざるに、何ぞ況んや宏遠の天をや。
 故に積年の後、必ず差繆を見るに、果たし

果何益。且其所爲證者、
 唯食而已、其他皆空言。
 夫食以不知爲可、而以
 此誇其術、實道之賊也。
 余欲論著之、未暇也。

て何の益かあらん。且つ其の證と爲す所の
 者は、唯だ食のみ、其の他は皆な空言なり。
 夫れ食は知らざるを以て可と爲すも、而も
 此を以て其の術を誇るは、實に道の賊なり。
 余之れを論著せんと欲するも、未だ暇あら
 ざるなり。

もしも日食に常期が有るなら、天は單なる數理となり、その結果、
 人君は天を畏れなくなるであろう。それこそ不敬の至りである。そ
 もそも天は神妙にして測ることができず、それゆえにこそ聖人は天
 を尊敬するのである。明の崇禎帝が西洋の曆術をもとに『崇禎曆書』
 數百卷を編纂させたが、たちまち明が滅亡したのは、その不敬の報
 いである。しかるに最近東都の士大夫の間に、競って西洋の曆術を
 治めようとする者が有るのは、國家に無益であるのみならず、痛哭
 すべきことである。どれほどその曆術が精妙を極めようとも、差繆
 無しとしないではないか。

このような反科學的とも見える中南の主張が、當時に於いては特
 異なものであったのか、それとも常識的な考えであったのか、識者
 の御教示を乞う次第である。前稿でも言及したことであるが、中南
 の高弟であり、しかも大坂開塾の支援者でもあった間重富は、天
 文曆法學者として後世に名が知られた人物であることを思うとき、
 筆者はいささかの疑問を抱く次第である。

特に日食について、中南は必ず歴代の史書の「頗食〔連年・連月
 の日食〕」の記述を以て曆術を批判する。次の襄公二十四年經「秋、

七月甲子朔、日有食之、既」の「折衷」も同様である。

【稽古】 38-35a

【折衷】曰、日食古爲陰侵陽。苟有不德、責見于天、人君以戒焉。

夫天道不可測者也。故

凡有變象、畏之戒之、

聖人尊崇天之至也。聖

道熄而術者出、推步測

之、日食爲天之常、不

差毫釐。於是乎古之人、

自聖人以下、盡爲愚物。

人之趨知巧也、或以天

爲太極、甚焉爲一理。

此弄天於掌中、其傲慢

不敬、使人悚慄。

雖然、此年及二十一年、

又漢初有頻月食者。此

不合於推步之術、是又

何居。古云「民之所欲、

天必從之」。抑將天道

從世而變與。此又其不

可測者也。

夫天道恢恢、故聖人不

【折衷】に曰はく、日食は古には陰陽を侵すと爲す。苟くも不徳有らば、責めは天に見はれ、人君は以て戒む。

夫れ天道は測るべからざる者なり。故に凡

そ變象有らば、之れを畏れ之れを戒むるは、

聖人の天を尊崇するの至りなり。聖道熄

みて術者出で、推歩して之れを測り、日食

をば天の常にして、毫釐も差はずと爲す。

是に於いてか古の人の、聖人より以下、盡

く愚物と爲る。人の知巧に趨くや、或いは

天を以て太極と爲し、甚しきは一理と爲す。

此れ天を掌中に弄び、其の傲慢不敬、人を

して悚慄〔おそれる〕せしむ。

然りと雖も、此の年及び二十一年、又た漢

初に頻月に食する者有り。此れ推歩の術に

合はざるは、是れ又た何ぞや。古に云ふ、

「民の欲する所、天必ず之れに従ふ」と。抑

そも將た天道世に従ひて變ずるか。此れ又

た其の測るべからざる者なり。

夫れ天道は恢恢、故に聖人は言はず、唯だ

言、唯畏敬而已。古謂畏敬するのみ。古は威儀を失ふ者を謂ひて失威儀者爲死兆、而皆死兆と爲し、而して皆な焉に應ず。後世は應焉。後世則否。人氣則ち否ず。人氣然らしむるや、故に聖人使然也、故尊聖人、志を尊び、道に志す者は、古を以て準と爲し於道者、以古爲準而循て之れに循ふ。後世の事は、一切廢置して之。後世之事、一切廢置可なり。

そもそも天象は『尚書』泰誓篇に「民の好む所、天必ず之れに従ふ」と言うように、人氣に順つて變化する。明君が上に在るときは、日月は清明、寒暑は節を更めず、虐君の場合は、天が必ず妖祥を降し、天行が度を失うのである。

このような考え方から、現今の我々は容易に「天人相關説」「災異説」を想起するであろう。總體として漢儒に批判的な中南が、意外にも唯一、漢儒の「災異説」だけは認めるのである。

そして中南は、史書に記述する「頻食」の例のみならず、自らが體驗した事を以てその證據とする場合がある。昭公二十一年傳「其他月、則爲災、陽不克也。故常爲水」の「折衷」を紹介しよう。ただし、これは抜粋である。

【稽古】 63-17a

近天明六年丙午正月、丙午朔、午時、日食之時、日之れを食して既きたり。人は以て意

既。人不以爲意、知者、ありと爲さざるも、知者は、時政を以て大いに懼る。果たして是の年、大いに淫雨あり

大淫雨、大水、大地震、天風、大雷、至秋、穀價之貴、生民以來未之有。人相食、至今猶爲梗、十月之交可以證也。但天道恢恢、而人測之、豈盡不差乎。陰陽之變、或可測、或不可測、所以爲妙也。夫人間之事、猶不可知、況天道乎。儒者一切欲理斷、所以不知道。

り、大水あり、大いに地震ひ、天風あり、大雷あり、秋に至りて、穀價の貴きこと、生民以來未だ之れ有らざるなり。人相ひ食み、今に至るも猶ほ梗（ふさがり）を爲せば、（十月之交）以て證すべきなり。但だ天道は恢恢、而して人之れを測るも、豈に盡く差はざらんや。陰陽の變、或いは測るべく、或いは測るべからざるは、妙と爲す所以なり。夫れ人間の事すら、猶ほ知るべからず、況んや天道をや。儒者の一切理もて斷ぜんと欲するは、道を知らざる所以なり。

これはいわゆる「天明の大饑饉」を、天明六年丙午正月の皆既日食に關連付けたものである。天明六年（一七八六）といえ、中南が江戸に下る前、大阪に居住していた年である。この皆既日食は果たして江戸でも見えたのであろうか。それはともかくとして、これについては更に詳しい記述が別の箇所にも見える。

【稽古】 74-21a

禦侮曰、聖人畏天、奉之惟謹焉。人君懈于位、則日食示凶。輕者或水或旱。於是懼而務德。其戒大矣。故《春秋》

禦侮に曰はく、聖人は天を畏れ、之れを奉じて惟だ謹むのみ。人君位に懈たらば、則ち日食して凶を示す。輕き者は或いは水となり或いは旱となる。是に於いて（君主は）懼れて德に務む。其の戒は大なり。故

每記之。後世自夷狄之法入于中國、推歩之精、日食爲天之常、而人不知懼焉。惟侮慢天之甚、聖教由以滅絕矣。…（中略）…此方六年前、天明丙午之年、正月丙午朔、日中午時、食之、既矣。是年六月十四日雨。余生來七十、未嘗知如是日雨大者。自是淫雨涉數旬、大水則勿論已矣。大迅雷・大地震・大風、凡天變無不有者也。果至秋、大饑饉、斗米三兩。人相食、餓卒載塗。而五畿七道饑民、不期而同時蜂起、毀穀商之家、幾將及亂。此余親見目擊者也。於是知聖人之教可貴也。但可與知道者言矣爾。

に《春秋》は毎に之れを記す。後世夷狄の法の中國に入りてより、推歩の精、日食をば天の常と爲し、而して人は焉を懼るるを知らず。惟れ天を侮慢することの甚しく、聖教由りて以て滅絶したり。…（中略）…此の方（我が國）にては六年前、天明丙午の年、正月丙午朔、日中午時、之れを食して、既きたり。是の年の六月十四日に雨ふる。余生まれてより來のかた七十、未だ嘗て是の日の雨の如く大なる者を知らず。是れより淫雨數旬に涉りたれば、大水は則ち論ずる勿きのみ。大迅雷・大地震・大風、凡そ天變有らざる者無きなり。果たして秋に至り、大いに饑饉ありて、斗の米（の値段）は三兩なり。人相ひ食み、餓卒（餓死した屍）塗に載つ。而して五畿七道の饑民、幾んど將に亂に及ばんとす。此れ余の親見目撃せる者なり。是に於いて聖人の教の貴ぶべきを知るなり。但だ與に道を知るべき者の言なるのみ。

「天明の大饑饉」について、或いは一史料を提供するものではない

かろうか。敢えて附言する所以である。ちなみに六年前の天明丙午の年を回顧するこの文章は、あたかも『春秋稽古』全八十一巻脱稿の年、中南最晩年に書かれたものである。

次に「崇天」に關連して、「尊鬼神」についての「折衷」も紹介しておく。僖公十五年傳「震夷伯之廟、罪之也。於是展氏有隱慝焉」の條である。小倉譯「夷伯(展氏の祖)の廟に落雷した、とあるのは、これに罪ありとしたのである。この頃、展氏には人に知られぬ悪事があった」。

【稽古】44-32b

枉預云、隱惡非法所得、尊貴罪所不加。是以聖人因天地之變・自然之妖以感動之、知達之主、則識先聖之情以自厲、中下之主、亦信妖祥以不妄。神道助教、惟此爲深。

折衷曰、甚矣哉後儒之廢鬼神也。其不知鬼神、所以道之不明也。道之不明、所以不信左氏也。杜意「震夷伯之廟」是

かくれた悪は、法がとらえられないものではなく、身分の高い人は、刑罰を加えられないものである。だから、聖人は、天地の變や自然の妖によつて、心をうごかさせる「さ」とらせる」のであり、(その結果)英明な主ならば、(このような)先聖の眞意を知つて、自分にきびしくするし、中・下の主でも、妖祥を信じて、妄動しなくなる。神の道は政教を助けるといふが、これこそ、まさにその最たるものである。(岩本譯)

折衷に曰はく、甚しきかな後儒の鬼神を廢するや。其の鬼神を知らざるは、道の明らかならざる所以なり。道の明らかならざるは、《左氏》を信ぜざる所以なり。杜の意は、「夷伯の廟を震す」るは是れ「天地の

「天地之變・自然之變・自然の妖」にして、展氏を罰するに非妖、而非罰展氏也。聖人^{ざるなり}之れを借り、人をして感動^{せしむ}、使人感動。然知達之主不惑於鬼^{ずして}、聖人の情を測り、以て自ら勉勵し、神、而測聖人之情、以^{中下の主は鬼神を畏る、故に妖祥を信じて、}自勉勵、中下之主畏鬼^{妄動せず、と。然らば則ち聖人も亦た人を誣}神、故信妖祥、而不妄^{ふるか。}動。然則聖人亦誣人乎。

天が展氏の隱惡を罰するために展氏の祖である夷伯の廟に落雷したと、『左傳』は明言してはいないか。しかるに鬼神を認めない後儒は「神道助教」、「聖人^{之れを借り、人をして感動せしむ}」等と曲解する、と中南は主張する。

もう一例挙げよう。成公十七年傳「六月戊辰、士燮卒」の「折衷」である。理解の便のため、傳文と杜預注、そして『正義』所引の劉炫説の部分を用用する。

晉范文子反自鄆陵、使其祝宗祈死、曰、君驕侈而克敵、是天益其疾也。難將作矣。愛我者唯祝我使我速死、無及於難。范氏之福也。六月、戊辰、士燮卒。

晋の范文子(士燮)は鄆陵の戦からもどると、自家の祝宗(祈禱官)に己れの死を祈らしめた。

「君は驕侈なのに敵を撃破できたのは、天がその欠陥を加えようとしているのだ。禍難がやがて起る。我を愛しむ者はひた

すら我を誼い、我をすみやかに死なしめて、禍難に遭うのを免れしめよ。それが范氏にとつて福である」

六月戊辰の日、士燮(范文子)は亡くなった。〔小倉譯〕

杜注・傳言厲公無道、故賢臣憂懼、因禱自裁。

傳は、厲公が無道だったため、賢臣が憂懼し、(先に死を祈禱して)おいて、(後に)自殺した、ということをやっているのである。〔岩本譯〕

正義曰、劉炫以爲「士燮及昭子之卒、適與死會、非自殺」。

劉炫は「士燮と昭子が卒したのは、たまたま(祈)死と一致したのであり、自殺ではない」と考える。〔拙譯〕

【稽古】 52-186

折衷曰、杜云「因禱自裁」、劉炫云「適與死會」。夫自聖道失墜、老・莊起於其間、而儒者不知有神道。凡傳言鬼神者、设设譏之。文子之死、千載之下、杜不被欺、豈可欺當世乎。文子非如後儒之唯己自以爲智、而以世人皆爲愚者之儔矣。果如後儒之說、則祈代武王而死、亦欺人而求媚也。而成	折衷に曰はく、杜は「禱に因りて自殺す」と云ひ、劉炫は「適たま死と會す」と云ふ。夫れ聖道の失墜してより、老・莊其の間に起りて、儒者は神道有るを知らず。凡そ傳に鬼神を言ふ者、设设として之れを譏る。文子の死、千載の下、杜は欺かれざるに、豈に當世を欺くべけんや。文子は後儒の唯だ己れ自ら以て智と爲して、世人を以て皆な愚者の儔と爲すが如きに非ず。果たして後儒の説の如くんば、則ち(周公の)武王に代はりて死せんことを祈るも、亦た人を欺きて媚を求むるなり。而るに成王も亦た泣きて之れを反すは、何ぞ其れ愚の甚し
--	---

王亦泣而反之、何其愚甚。文子祈りて乃ち死せるに、劉何を以てか祈に由らざるを知る。

我朝平内府小松公、亦自祈而死、世有被呪詛而死者、亦皆與死會乎。夫鬼神不可廢、故後世有道・佛、而言鬼神、儒者不能遏之。此無他矣、聖人之神道替故也。

何休膏肓云「人生有三命。有壽命以保度、有隨命以督行、有遭命以摘暴、未聞死可祈也。文子祈而死、是乃其命數也」。何休何知命。其三命、漢儒杜撰之說、古未有之聞。夫祈死豈有訓乎。今若誠心求死、雖則何休可得死焉。

何休膏肓云「人生有三命。有壽命以保度、有隨命以督行、有遭命以摘暴、未聞死可祈也。文子祈而死、是乃其命數也」。何休何知命。其三命、漢儒杜撰之說、古未有之聞。夫祈死豈有訓乎。今若誠心求死、雖則何休可得死焉。	何休膏肓に云ふ、「人生まれて三命有り。壽命有りて以て度を保ち、隨命有りて以て行を督し、遭命有りて以て暴を摘むも、未だ死の祈るべきを聞かざるなり。文子の祈りて死するは、是れ乃ち其の命數なり」と。何休何ぞ命を知らん。其の三命は、漢儒杜撰の説、古に未だ之れを聞くこと有らず。夫れ死を祈ることに豈に訓有らんや。今若し誠心死を求めば、何休と雖も死を得べし。
---	---

聖道が失墜して後に老莊思想が起り、儒者は「神道」の存在に不明となり、その結果、後世では凡そ『左傳』が「鬼神」に言及することに對し、设设として非難するようになってしまった。この例

の場合、土燮が「死を祈つて卒した」事実を前にして、杜預は自裁、即ち自殺と見なし、あるいは劉炫が、たまたま「祈死」と「卒」とが一致したと解していることが如實に示すであろう。

これに對し中南は、我が國の「平内府小松公」の祈死の例や、呪詛によつて死んだ者の例を挙げ、土燮が「死を祈つた結果、卒した」と解釋する。そのことを明瞭に示すのが、他ならぬ「傳注」である。

【稽古】17-25b

因祈而死、蓋神感其心使之死。痛哉。「祈りに因りて死するは、蓋し神其の心に感じて之れをして死なしめしならん。痛ましきかな。」

そしてこの中南の解釋が、今は佚して傳わらない杜預以前の舊注と一致するであろうことは、何休の『左傳』批判の書『左氏膏肓』の「未だ死の祈るべきを聞かざるなり」によつて豫想することができる。そしてこれこそが『左傳』の眞意であつたに違いない。

かくして、反科學的と見える中南の解釋も、實は『左傳』の意を忠實に祖述したものであつたということができるのである。

と同時に、中南自身が、『左傳』のみならず「六經」が記述するところの、「安民」を第一義として命じる有意志の「天」を崇び、「鬼神」を尊び、そして天意の現れとしての「災異」を信じる文字通りの「經學者」であつたのである。

○

以上で、本稿を草した目的はほぼ達せられたと愚考する。ただ筆

者の手には餘る事として、中南の「崇天」思想等が、日本經學史上、どのように位置づけられるのか、或いは當時の日本の神道思想・國學思想等といかに關わるのか、という大きな問題が存在しているであろう。識者の御教示を切に願うところである。

以下、蛇足の嫌い無しとしないが、もう少し紙幅をいただき、中南の言葉を附言したい。

【稽古】70-19b

夫聖人之道、以仁安民、而治天下。三皇五帝六府三事、利用厚生、堯舜之作禮樂、湯武之放伐、皆爲是也。禮義德行、皆由之。詩・書所載、莫非是者矣。此外何ぞ道有らんや。

夫れ民の治まらざるや、臣の淑からざるや、夫れ民の治まらざるや、臣の淑よからざるや、淑、責在君矣。天下之亂也、罪在諸侯、即王之不德也。道者君道也。聖人之名教、而使由之、率以治天下、豈人人之道邪。若夫名分、是臣子之事、而道中之細、寓諸禮中、非其所主也。

夫れ民の治まらざるや、臣の淑よからざるや、責は君に在り。天下の亂るるや、罪は諸侯に在りて、即ち王之不徳なり。道とは君道なり。聖人の名教にして、之れに由らしめ、率めて以て天下を治むるものにて、豈に人人の道ならんや。若し夫れ名分は、是れ臣子の事にして、道中の細、諸こを禮中に寓し、其の主とする所には非ざるなり。

【稽古】 55-04b

襄公十八年傳「巫曰、今茲主必死。若有事於東方、則可以逞」。

今年のうち主は亡くなられるが、もし東方「の斉」で戦をお

こせば、願いを達成できるでしょう。「小倉譯」

杜預云、「巫知獻子有死徵、故勸使快意伐齊」。

巫は獻子に死の徴があるのを知ったから、存分に齊を伐つよう

勧めたのである。「岩本譯」

折衷曰、聖人有神道之教、故古人信鬼神、而

聽于巫覡。雖晏子之賢、の賢と雖も、而も之れを廢せず。景公 祝史

而不廢之。景公問殺祝を殺さんことを問ふに、之れに對ふるに詛

史、對之以詛祝、不曰 祝を以てし「昭公 20 年傳」、「之れを無くす」

無之。とは曰はず。

聖教廢而神道熄矣。後 聖教の廢れて神道は熄みぬ。後世は則ち愚

世則愚俗信鬼神、而學 俗鬼神を信するも、而も學者は焉を信せず。

者不信焉。愚俗之信、 愚俗の信するは、道・佛に由り、學者の信

由於道佛、學者之不信、 ぜざるは、老・莊に根ざす。夫れ天地の間

根於老莊。夫天地間無 に鬼神無からんや。聖人も亦た口に絶たず、

鬼神乎。聖人亦不絶於 故に「無くして之れを廢す」と云ふ能はず、

口、故不能云「無而廢 只だ「不可知に惑はされず」と云ひ、而し

之」、只云「不見惑於 以て「怪力亂神を語らず」《論語》述而篇》を

不可知矣」、而以「不 藉口「口實とする」するのみ。其の意

語怪力亂神」藉口。其 蓋し然りとせしならん、故に然云ふ。果た

意實無之廢之。杜亦蓋

然、故云然。果然、則して然らば、則ち《春秋》以上の人は、賢

春秋以上之人、無賢不 不肖と無く、鬼神の一事に於いて、皆な是

肖、於鬼神一事、皆是 れ蠢愚「おろか」の人なり。千載の下、杜

蠢愚人也。千載之下、 巫の誣を知りて、獻子欺かれて許諾すとは、

杜知巫之誣、而獻子被 其れ然るや、豈に其れ然らんや。思はざる

欺而許諾、其然矣、豈 其甚しきなり。

其然乎。不思之甚也。 或るひと曰はく、然らば則ち世俗は是なる

或曰、然則世俗是邪。 や、と。

曰、否。俗之與學者皆 曰はく、否なり。俗と學者とは皆な焉に惑

惑焉、均之非也。必也 ひて、均しく之れ非なり。必ずや俗をば古

俗爲近古。 に近しと爲すべし、と。

然則如何。 然らば則ち如何、と。

曰、信古之鬼神、則左 曰はく、古の鬼神を信するは、則ち左道「邪

道之鬼神、不能惑我。 道」の鬼神、我を惑はす能はず、と。

古之鬼神何如。 古の鬼神は何如、と。

天神・地祇・人鬼、凡 天神・地祇・人鬼、凡そ《六經》及び《左

六經及左傳所載、今猶 傳》載する所、今猶ほ焉に在り。凡そ神有

在焉。凡有神則必有靈、 れば則ち必ず靈有り、靈有れば則ち奇怪有

有靈則有奇怪、亦奚疑 ること、亦た奚ぞ焉を疑はん。但だ今は古

焉。但今無古之巫覡。 の巫覡無し。然れども《周易》の在る有り。

然有周易在。此所以道 此れ道の遂には滅びざる所以なり。唯だ學

之不遂滅。唯學者不知 者焉を知らざるのみ、と。

焉耳。